

2 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始キャンペーンを実施しました。



大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、同年10月から、「路上喫煙禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則(過料1,000円)を適用しています。

平成20年度は、新たに「たばこ市民マナー向上エリア制度」を設立し、12月1日(月)から活動を開始しました。当日は、市役所玄関ホールで開始セレモニーが開催され、セレモニー終了後、各活動エリアにおいて、路上喫煙のマナー向上を訴える街頭キャンペーンを実施しました。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」は、「路上喫煙禁止地区」以外のエリアで、市民や事業者の皆さんによる活動団体が主体的に路上喫煙の防止活動を行い、その活動を大阪市が支援・協働する取り組みで、活動団体が普段活動している商店街や道路、広場などの人通りの多い場所を歩きタバコや迷惑タバコをしてはいけない場所とし、当該団体が街頭キャンペーンや普及啓発活動を行い路上喫煙を防止する制度で、市内25のエリアにおいて開始されました。

キャンペーンでは、各活動団体の皆さんが、「路上喫煙はやめましょう」と声をかけながら街頭での啓発活動を行ないました。今後も、エリアを標示する看板やシールを設置し、市民のみなさまのたばこマナー向上にむけた様々な取り組みを行っていく予定です。

